

自動車個人間売買契約書（一般作成例）

売主（以下、甲）_____と

買主（以下、乙）_____は

仲介者（以下、丙）の仲介の元

自動車（f 記載）の個人間売買において、次の通りに契約を結びます。

a. 契約日：平成____年____日

b. 車両引渡し日：平成____年____日

c. 引渡し時刻：午前・午後____時____分

d. 名義変更期日：平成____年____日

e. 契約キャンセル損害金：i 記載車両価格の____%

f. 売買する車両について

登録番号_____

登録年月日_____

初度登録月日_____

車名_____

型式_____

車体番号_____

車検満了日_____

走行距離数_____

g. 瑕疵担保期間：車両引渡し日より____日間（設定しない場合は0と記入）

h. 瑕疵修理時の負担割合：甲____%に対し乙____%

i. 売買価格 車両価格_____円

自動車税

自賠償保険料_____円

リサイクル券(預託証明書)

保有の際の支払い済リサイクル料_____円

合計金額_____円

売主（甲）

住所：

電話：

氏名：

印

買主（乙）

住所：

電話：

氏名： 印

仲介者（丙）

住所：

電話：

氏名： 印

第1条（本契約の目的）甲が所有の自動車を乙に売り、乙はこれを甲より買い受けるものとする。

第2条（名義変更）使用者の移転登録申請は、記載の期日までにおこなうものとする。

第3条（新車検証）乙は移転登録後の新車検証の写し(コピー)を、記載の期日から3日以内に甲に渡すことを約するものとする。

第4条（車両引渡し後の事故責任）自動車引渡し後の事故等については、乙の責任においてすべての処理をおこない、乙は甲に一切の迷惑をかけないものとする。

第5条（契約解除損害金）甲乙の一方が契約の解除を申立てた際には、契約者の相手に対して、遅滞なく記載のとおり損害金を支払うものとする、ただし甲の管理責任により引渡し日までに当該車両に大きな変化があった場合は、乙は損害金なしに契約解除できるものとする。

第6条（瑕疵担保）記載の瑕疵担保期間内に乙の責任とはならない瑕疵が発見された場合は、甲の責任においてこれを修理するものとする、ただし、瑕疵修理時の負担割合に記載があったときは、記載のとおり負担を分け合うものとする。

第7条（仲介者）仲介者は車両情報の提供をした対価として甲乙双方より売買価格の5%もしくは100万円以下の売買価格の場合一律5万円を受け取るものとする。

第8条（その他）本契約に定めのない事項が生じた時には民法その他の法規に従い、双方誠意をもって協議し解決するものとする。

第9条（特約事項）

売主（甲）の一時預かり金： j . _____円

甲は名義変更が確認できたのち、j 記載の一時預かり金を乙に返金。

買主（乙）の銀行口座名：

その他